

NISAを利用し、賢く「殖やす運用」を

2つのNISA口座（ジュニアNISAを除く）

	現行NISA口座	つみたてNISA口座
年間の投資上限額	120万円	40万円
非課税期間	5年間	20年間
投資方法	制限なし	定期的な積み立て
投資対象	株式投資信託・ETF・株式など	金融庁が承認した株式投資信託・ETF
新規投資期限	2023年まで	2037年まで

貯蓄は「貯める運用」、投資は「殖やす運用」といわれています。100万円を1年定期の金利0.02%で運用しても利息はわずか200円、さらに約20%の税金が引かれ、1年間の運用の成果は、約160円にしかありません。100万円を殖やすには、資産形成のための正しい投資の知識が必要です。

そこで「貯蓄から資産形成へ」という流れを後押ししてくれるのが投資の利益が非課税になる少額投資非課税制度「NISA」です。

投資を始めるには、まずは取引口座を開設しなければなりません。証券会社なら「証券総合口座」です。口座とは、投資資金をまとめる箱のようなもので、この箱の中で証券会社が投資成果を管理します。2013年までは、1年間の投資成果の損益計算書を作成してくれる「特定口座」と自分で作成する「一般口座」の2つからの選択で、両方とも課税口座ですが、2014年に「NISA口座」が加わりました。NISA口座では投資の成果が非課税で管理され、課税口座と一緒にNISA口座の開設ができるようになったわけです。

2014年からスタートした現行のNISAの年間投資上限額は当初100万円でしたが、2016年から120万円に拡大されました。非課税期間は5年間なので、合計600万円の投資金額に対して非課税で投資ができることになります。投資対象は投資信託・ETFや株式などで、新規の投資期限が2023年となっています。

NISAは、一人一口座で、1年ごとの金融機関の変更は可能です。2014年にNISAで投資した資金の非課税期間が終了し2019年に、同じ金融機関の現行のNISA口座なら、非

課税枠で2019年も運用を続けることが可能です。これを「ロールオーバー（資産の移管）」といいます。2014年投資した100万円の投資成果が120万円を超えた場合でも、非課税枠を超えロールオーバーは可能になります。逆に評価損がでた場合、ロールオーバーで非課税期間を延長させて投資成果の回復を待つことも可能です。NISA口座以外の課税口座で損失がでた場合、損益通算（1年間の損失と利益を相殺すること）や損失を3年間繰り越すことができますが、NISA口座ではできない点はデメリットです。

2018年から積み立て型の少額投資非課税制度「つみたてNISA」がスタートします。非課税枠は現行NISAに比べると小さく40万円ですが、非課税期間は20年と長く、若い人の資産形成に向けた制度といわれています。この2つのNISAは、同じ年に併用できず、年ごとにどちらかを選ぶことになります。また老後資金を目的に、非課税制度などを利用した積み立て制度では、個人型の確定拠出年金「イデコ(iDeCo)」もあり、NISAとの併用もできます。それぞれの制度には特徴や注意点も多々あるので、アドバイスを受けながら上手に利用すると資産形成に役立ちます。



暮らしのマネープラン相談センター・所長
サードファイナンスファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

知らないきや損する

いしかわ暮らしのマネープラン

あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 …… 1時間まで3000円 2時間まで5000円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます

■マイホーム資金・住宅ローン相談 ……………… 3万円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職資金・マネープラン相談 ……………… 3万円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライブ1ビル1F]

要予約

(株)FPサポート研究所 <http://www.fpsl.co.jp/> ☎076-232-2038 ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00